内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

115

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

認定こども園整備に係る交付金制度の一元化

提案団体

群馬県、福島県、茨城県、栃木県、伊勢崎市、新潟県

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

認定こども園整備に係る交付金制度について、内閣府による一元化をする。

具体的な支障事例

認定こども園の施設整備は、一つの施設として、一体的に契約、工事をするにも関わらず、保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっており、事務は非常に煩雑である。そのうえ、一方の省が本省繰越をした財源を活用したため、もう一方の省の本来「事故繰越」する必要のない予算まで「事故繰越」として扱った事例があり、繰越手続を煩雑にさせている。制度を推進する立場から内閣府による一元化が必要。

これまで同種の提案が他地方自治体から提出され、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)」において、申請に関する書類の統一化や、事前協議の年間スケジュールの明示化等の措置がされることとなったが、抜本的に支障の解消が図られていない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

厚生労働省と文部科学省のそれぞれに申請手続きを行うなどの必要がなくなり、県・市町村・事業者とも相当の 事務負担が軽減される。

根拠法令等

認定こども園施設整備交付金交付要綱、保育所等整備交付金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、宮城県、いわき市、須賀川市、習志野市、柏市、横浜市、川崎市、福井県、山梨県、須坂市、山県市、 豊田市、田原市、草津市、大阪府、八尾市、和泉市、兵庫県、神戸市、西宮市、和歌山市、岡山県、徳島県、徳 島市、高松市、高知県、北九州市、松浦市、熊本県、熊本市、宮崎市、九州地方知事会

〇当市においても幼保連携型認定こども園の整備に当たり、事業者が、事前協議や申請等の事務負担の増大 を理由に一方の申請を行わなかった事例があり、申請書類の統一化等の措置では抜本的な解消となっていない。

〇当市においても認定こども園の施設整備にあたって、申請書類の統一化が図られたにもかかわらず、保育所部分と幼稚園部分の内示時期が遅いため、施設整備のスケジュール的に既存園舎の解体費や仮設園舎の補助が受けられず、事業主体(法人)が負担する例や内示額自体が補助基準額に満たない為、補助事業者(市町

- 村)が差額を負担せざるを得ないケースがあり、補助制度の抜本的な解決に至っていない。
- ○文部科学省と厚生労働省にそれぞれ申請手続きを行っており、手続き事務が煩雑になっている。
- 〇認定こども園の施設整備に係る交付金は文部科学省と厚生労働省のそれぞれの抵当権設定の手続きなど に相違があり、自治体での事務作業は非常に煩雑になっている。また、文部科学省と厚生労働省にそれぞれ事 前協議、申請、実績報告を提出しなければならなく事務作業が負担になっている。認定こども園整備に係る交付 金を一元化できれば事務作業の負担が半分になるため改善が必要であると考える。
- ○認定こども園の施設整備は、一つの施設として、一体的に契約、工事をするにも関わらず、保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっており、事務は非常に煩雑である。そのうえ、一方の省が本省繰越をした財源を活用したため、もう一方の省の本来「事故繰越」する必要のない予算まで「事故繰越」として扱った事例があり、繰越手続を煩雑にさせている。制度を推進する立場から内閣府による一元化が必要。
- これまで同種の提案が他地方自治体から提出され、「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 29 年 12 月 26 日閣議決定)」において、申請に関する書類の統一化や、事前協議の年間スケジュールの明示 化等の措置がされることとなったが、抜本的に支障の解消が図られていない。
- 〇平成29年度の私立認定こども園整備事業において、繰越せざるを得ない事案が発生したが、文科省が本省 繰越をした財源を活用したため、近畿財務局から「明許繰越ではなく事故繰越の事案となるが、交付決定前で の発生事案であるため、事故繰越も難しい。」との見解があり、厚労省分も含めて平成30年度で再申請するよう 指示があり、文科省・厚労省両省と相談し、平成29年度の補助金を取下げ、平成30年度での再申請を行った。 このように、一方の省で繰越予算で補助決定がなされると、通常は明許繰越事案でも事故繰越事案となり、場 合によっては、繰越そのものも認められない事案となっているため、制度を推進する立場から内閣府による一元 化が必要。
- 〇概ね全ての市町村において、子ども・子育て支援制度の担当部署は「一元化」している状況であることに対し、国が内閣府、厚生労働省、文部科学省の3つに分離していることで、相当な事務負担が強いられている。
- 〇本市で現在予定している同補助金を活用した施設整備においても、それぞれの省で補助金の要綱要領の内容が若干異なること、直接補助と間接補助の違い等の制度が複雑化することによる事務負担の増加が課題となっている。
- ○本市においても、提案市同様に事務が煩雑化し、対応に苦慮している。
- 認定こども園は一つの施設であるのに、厚生労働省、文部科学省の補助金を使い分けなければならず、経費の按分には相当の時間を要し、申請先が2つに別れることも改善が必要である。
- 申請等に必要な書類も厚生労働省、文部科学省で統一されておらず、対応に苦慮しているため改善が必要である。
- 〇厚生労働省と文科省に分けて申請するために認定こども園整備費の事業費を面積按分しているが、竣工時の建築確認検査等において当初の建築面積が変更になる場合があり、面積按分にも影響が出るケースがある。事業費及び補助額にも影響があるため、変更申請の処理等が必要になり、補助を受ける認定こども園の設置者及び市において事務処理が煩雑になっている。
- 〇本市においても、施設整備交付金の活用を予定しており同様の支障が出ることが懸念されている。見直しを 要望する。
- 〇事務の簡素化では根本的な解決につながらないため、補助金の一本化を行うことが必要。これにより、施設の基準額も一本化され、按分等や変更交付申請等の事務も半減し、自治体にとっても国にとってもメリットは大きい。
- 〇認定こども園の施設整備は、一つの施設として、一体的に契約、工事をするにも関わらず、保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっており、事務は非常に煩雑である。補助手続きの際に、工事費を最小の単位から案分しなければならず、事務量が膨大となっている。
- 〇保育所機能部分が厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっていることで事務が煩雑である。
- 〇平成29年度に、文部科学省の予算不足により幼稚園部分の交付金が交付されず事業費を負担する事態が 生じ、円滑・安定的に整備を行う上で重大な支障となった。
- また, 厚生労働省と文部科学省双方に申請手続が必要なため, 按分計算などの事務負担が非常に大きいことに加え, 幼稚園部分では対象とならない経費があることや, 按分計算をする際に一方での修正が他方での補助金額に影響を及ぼすことがあるなどの課題も生じている。
- 〇保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっており、事務は非常に煩雑である
- 〇本市においても、施設整備費の所管省庁が分かれていることで、申請書類を双方分作成しなければならず、 また、単一施設であるにも関わらず共用部分は按分して積算する必要があるなど、非効率な事務作業が生じて

いる。

また H29 年度の文部科学省部分の交付金が満額交付とならなかったため、差額を補助事業者が負担した件もあり、待機児童対策や認定こども園の推進に大きな支障となっている。

〇【申請業務(市町村)上の支障】

幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金を申請する場合,厚生労働省及び文部科学省のそれぞれに申請手続きを行っている。この際,明確に区別できない共用部分は、クラス定員等により便宜的に按分している。具体的には、保育室やトイレなどの各共用部分ごとに定員による按分計算を行い、その結果を合算して施設全体の保育所相当部分,幼稚園相当部分を算出し、補助金を計算している。

同一の法律に基づく、同一の施設であり、本来は不要である手続きが生じている。

【審査等業務(都道府県)上の支障】

単一施設の整備に係る申請であるにもかかわらず、厚生労働省及び文部科学省それぞれの交付要綱に基づく協議・調整を行う必要があり、事務の負担となっている。

特に、2つの制度にまたがる共用部分の補助金の按分計算については、一方での修正が他方での補助金申請額等に影響を及ぼすこともあり、審査・申請業務における課題となっている。

【これまでの国の対応】

補助金の申請様式について,一部共通化が図られ,事務負担が一定程度軽減されたが,依然として,審査等業務を厚生労働省及び文部科学省がそれぞれ重複して行うなど,非効率的な状況にある。また,安心こども基金の残高が減少していく中,今後の一元的な施設整備に対する懸念も高まってきており,細かな事務手続きの簡素化では支障は解消できず,改めて抜本的な改善が必要と考える。

【参考】

■保育所相当部分

「保育所等整備交付金(厚生労働省所管)」: 国から市町村への直接補助

■幼稚園相当部分

「認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)」:国から都道府県経由で市町村への間接補助

- 〇認定こども園の施設整備に当たっては、幼稚園部分が文科省、保育所部分が厚労省からの交付金となっており、単体の認定こども園の施設整備であるにもかかわらず、二つの交付金に係る事務が発生し、補助事業者にとっても事業概要が理解しづらい構造となっている。
- 〇認定こども園の施設整備は、一つの施設として、一体的に契約、工事をするにも関わらず、保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっており、事務は非常に煩雑である。
- 〇本県においても保育所機能部分と幼稚園部分所管で分かれており、1つの園の施設整備に対して二重行政 (手続き)となっており非効率的であるため、財源を含めた手続きの一元化を図るべきと考える。
- 〇厚生労働省と文部科学省で採択結果が異なれば、事業者は資金計画等を再検討する必要が生じ、整備を取りやめざるを得なくなることも懸念される。

また、交付金を一本化することで、申請に係る市町村及び都道府県の事務負担が軽減される。

- 〇幼稚園機能部分は文科省、保育所機能部分は厚労省からの交付金となるため、二つの交付金に係る事務が発生している。 本市としても、文科省部分の補助金が満額交付とならなかった事例もあることから、施設整備を行うにあたり、補助事業者に円滑に交付金を交付するため、一元化を行い、交付金に対する考え方を統一する必要があると考えている。
- 〇左記事例と同様に、補助申請先が二元化していることによって、事業費の按分や申請手続きなど、各省の考え方に異なる部分があり、事務が煩雑で負担が生じている。

そのため、一元的な対応が必要だと考える。

〇本県においても同様の支障事例がある。

事業者からすれば「認定こども園」という施設を作るだけにもかかわらず、児童数や面積に応じて細かい按分が 生じ、その考え方や算出方法において市町村だけでなく取りまとめの都道府県においても煩雑な事務が生じさ せ、その基礎的資料として事業者から徴する資料も膨大なものとなり、過度な負担をかけることとなっている。

- 〇左記のとおり、幼稚園機能部分と保育所機能部分で財源が異なっており、事務が煩雑である。
- 〇幼保連携型認定こども園の施設整備に係る交付金については、所管が文部科学省と厚生労働省に分かれていることで、単一施設の整備であるにも関わらず、両省に対して申請手続きが必要であり、また整備面積等に応じた補助額の案分計算が必要となるなど、市町村及び都道府県の事務処理は大変煩雑なものとなっている。
- ○認定こども園の施設整備を行う場合には、厚生労働省及び文部科学省の両省の交付金の手続きを行う必要があることから、手続きが煩雑になることはもとより、交付対象経費に違いがあることなど、施設整備を行う法人に不利益となる場合もあることから、認定こども園整備については、内閣府において一本化した交付金を創設していただきたい。また、募集時期等の制約により柔軟な対応が困難であること、毎年制定される要綱に基づき実施する事業であることから、柔軟に対応できる交付金にしていただくことと、恒久的な事業として位置づけ、平成

- 31年度以降も継続していただきたい。
- 〇今年度においても、文部科学省と厚生労働省で内示の時期にズレが生じており、県内の整備案件において支障を来している。
- 〇本県においても当該業務に関し、交付金の決定時期等に違いがあるため支障が生じており、制度改正が必要だと考えている。
- 〇同一施設を整備するために補助金が区分されているために、対象経費をそれぞれで区別する必要がある。 以前よりも按分の算出方法が明確になったとはいえ、手続きの負担は存在する。例えば、特殊付帯工事費について、認定こども園施設整備交付金では大型遊具が対象となるのに対し、保育所等整備交付金では対象とならない。

また、それぞれで異なる取り扱いがなされるため、財産処分についてもそれぞれ異なる取り扱いとなってしまっている。

〇近年,一定の改善がなされているものの,提案団体の主張のとおり,依然として事務が繁雑であるとともに, 平成29年度の当市における認定こども園創設事業において,認定こども園施設整備交付金のみが一方的に予 定額の90%に圧縮されるなど,厚生労働省と文部科学省で統一的な対応がなされておらず,財政的にも不安 感・不信感が生じている。

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

126

提案区分

A 権限移譲

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

認定こども園及び保育所の認可権限を都道府県から市に移譲

提案団体

福島県、新潟県

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

都道府県が有する認定こども園及び保育所の認可権限を市に移譲すること。

具体的な支障事例

子ども・子育て支援新制度においては、保育の実施主体を市町村として就学前の教育・保育に関して一体的、包括的な施策を実施している。

この一環として、市町村では、それぞれの施設に対して運営上の確認を行っているところである。現在、認定こども園の認定等の事務・権限が指定都市や中核市への権限委譲が進んでいる一方で、各種施設の認可権限が保育の実施主体である市町村以外となっているものがあり、統一されていない。

- ○幼保連携型認定こども園及び保育所・・・都道府県、指定都市及び中核市
- ○幼保連携型以外の認定こども園・・・都道府県、指定都市
- ○地域型保育事業所・・・市町村

A市で幼保連携型認定こども園の整備を進めているB法人では、設備面や職員配置について、A市から保育の実施に伴う確認を求められるとともに、県から認可を受けることとなっており、二重の対応が求められる結果となっている。地方の市では、大きな面積を有することなどにより、子育てを含めた生活区域は、この市内で完結することも想定されることから、、保育の実施主体において、制度の理念と地域の実情に沿って、一体的、包括的な施策展開ができるように、指定都市及び中核市以外の市にも認定等の事務・権限を移譲することが必要である。なお、都道府県による区域を超えた調整のための協議は、これまでと同様に必要である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県が有する認定こども園及び保育所の認可権限が市に移譲されることで、市が地域の実情に応じて就学前の教育・保育環境を一体的、包括的に整備することが可能となる。

根拠法令等

児童福祉法第35条、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

山県市、徳島県、沖縄県

〇教育・保育の需要と供給は市町村の判断によるところが大きい。そのような市町村が認可することで、より合理的な判断の下で、より地域の実情に応じた園を整備することできると考える。また、法人としても、協議から認

可取得までワンストップで行える。

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

127

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

保育所等の施設整備に関する所管や制度の一元化

提案団体

福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

保育所等の施設整備に関する厚生労働省と文部科学省の補助制度を内閣府に一元化し、保育の実施主体である市町村への直接補助に統一すること。

具体的な支障事例

保育所等の整備は厚生労働省の保育所等整備交付金、認定こども園の幼稚園部分等の整備は文部科学省の認定こども園施設整備交付金を活用して、市町村が行う民間施設の施設整備を支援しているが、厚生労働省の交付金は県を経由せず国から市町村への直接補助、文部科学省の交付金は県を経由しての間接補助となっていることから、制度の複雑化と財源の不安定さが課題となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

厚生労働省と文部科学省にそれぞれ補助制度があることで繁雑であった事務が、内閣府に所管を一元化したうえで、保育の実施主体である市町村への直接補助に統一されることにより、事務負担の軽減と効率的な施設整備が可能となる。

根拠法令等

認定こども園施設整備交付金交付要綱、保育所等整備交付金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、宮城県、いわき市、ひたちなか市、習志野市、柏市、神奈川県、横浜市、川崎市、福井県、須坂市、山県市、豊田市、田原市、草津市、大阪府、大阪市、八尾市、和泉市、東大阪市、兵庫県、神戸市、西宮市、岡山県、山口県、徳島県、徳島市、高松市、愛媛県、高知県、北九州市、松浦市、熊本市、宮崎市、沖縄県

- 〇当市においても認定こども園の施設整備にあたって、申請書類の統一化が図られたにもかかわらず、保育所部分と幼稚園部分の内示時期が遅いため、施設整備のスケジュール的に既存園舎の解体費や仮設園舎の補助が受けられず、事業主体(法人)が負担する例や内示額自体が補助基準額に満たない為、補助事業者(市町村)が差額を負担せざるを得ないケースがあり、補助制度の抜本的な解決に至っていない。
- ○文部科学省と厚生労働省にそれぞれ申請手続きを行っており、手続き事務が煩雑になっている。
- 〇保育所等の整備は厚生労働省の保育所等整備交付金、認定こども園の幼稚園部分等の整備は文部科学省の認定こども園施設整備交付金を活用して、市町村が行う民間施設の施設整備を支援しているが、厚生労働省の交付金は県を経由せず国から市町村への直接補助、文部科学省の交付金は県を経由しての間接補助となっ

ていることから、制度の複雑化と財源の不安定さが課題となっている。

- 〇担当する省によって, 交付率が異なって補助内示が出たこともあり, 財源の不安定さが整備スケジュール等にも影響し, 設置者である法人にも不安を抱かせている。
- 〇概ね全ての市町村において、子ども・子育て支援制度の担当部署は「一元化」している状況であることに対し、国が内閣府、厚生労働省、文部科学省の3つに分離していることで、相当な事務負担が強いられている。
- 〇本市で現在予定している同補助金を活用した施設整備においても、それぞれの省で補助金の要綱要領の内容が若干異なること、直接補助と間接補助の違い等の制度が複雑化することによる事務負担の増加が課題となっている。
- 〇厚生労働省と文部科学省にそれぞれ補助制度があることで繁雑となっている。事務手続きの時期も異なることから、制度の複雑化が問題となっている。
- 〇本市においても、提案市同様に事務が煩雑化し、対応に苦慮している。

認定こども園は一つの施設であるのに、厚生労働省、文部科学省の補助金を使い分けなければならず、経費の按分には相当の時間を要し、申請先が2つに別れることも改善が必要である。

申請等に必要な書類も厚生労働省、文部科学省で統一されておらず、対応に苦慮しているため改善が必要である。

- 〇厚生労働省と文科省に分けて申請するために認定こども園整備費の事業費を面積按分しているが、竣工時の建築確認検査等において当初の建築面積が変更になる場合があり、面積按分にも影響が出るケースがある。事業費及び補助額にも影響があるため、変更申請の処理等が必要になり、補助を受ける認定こども園の設置者及び市において事務処理が煩雑になっている。
- 〇事務の簡素化では根本的な解決につながらないため、補助金の一本化を行うことが必要。これにより、施設の基準額も一本化され、按分等や変更交付申請等の事務も半減し、自治体にとっても国にとってもメリットは大きい。
- 〇保育所機能部分が厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっていることで事務が煩雑である。
- 〇保育所等の整備は厚生労働省の保育所等整備交付金、認定こども園の幼稚園部分等の整備は文部科学省の認定こども園施設整備交付金を活用して、市町村が行う民間施設の施設整備を支援しているが、厚生労働省の交付金は県を経由せず国から市町村への直接補助、文部科学省の交付金は県を経由しての間接補助となっていることから、制度の複雑化と財源の不安定さが課題となっている。
- 〇平成29年度に、文部科学省の予算不足により幼稚園部分の交付金が交付されず事業費を負担する事態が 生じ、円滑・安定的に整備を行う上で重大な支障となった。
- また, 厚生労働省と文部科学省双方に申請手続が必要なため, 按分計算などの事務負担が非常に大きいことに加え, 幼稚園部分では対象とならない経費があることや, 按分計算をする際に一方での修正が他方での補助金額に影響を及ぼすことがあるなどの課題も生じている。
- 〇保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっており、事務は非常に煩雑である
- 〇本市においても、施設整備費の所管省庁が分かれていることで、申請書類を双方分作成しなければならず、 また、単一施設であるにも関わらず共用部分は按分して積算する必要があるなど、非効率な事務作業が生じている。

また H29 年度の文部科学省部分の交付金が満額交付とならなかったため、差額を補助事業者が負担した件もあり、待機児童対策や認定こども園の推進に大きな支障となっている。

〇【申請業務(市町村)上の支障】

幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金を申請する場合,厚生労働省及び文部科学省のそれぞれに申請手続きを行っている。この際,明確に区別できない共用部分は、クラス定員等により便宜的に按分している。具体的には、保育室やトイレなどの各共用部分ごとに定員による按分計算を行い、その結果を合算して施設全体の保育所相当部分,幼稚園相当部分を算出し、補助金を計算している。

同一の法律に基づく、同一の施設であり、本来は不要である手続きが生じている。

【審査等業務(都道府県)上の支障】

単一施設の整備に係る申請であるにもかかわらず、厚生労働省及び文部科学省それぞれの交付要綱に基づく協議・調整を行う必要があり、事務の負担となっている。

特に、2つの制度にまたがる共用部分の補助金の按分計算については、一方での修正が他方での補助金申請額等に影響を及ぼすこともあり、審査・申請業務における課題となっている。

【これまでの国の対応】

補助金の申請様式について、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されたが、依然として、審査等業務を厚生労働省及び文部科学省がそれぞれ重複して行うなど、非効率的な状況にある。また、安心こども基金

の残高が減少していく中、今後の一元的な施設整備に対する懸念も高まってきており、細かな事務手続きの簡素化では支障は解消できず、改めて抜本的な改善が必要と考える。

【参考】

■保育所相当部分

「保育所等整備交付金(厚生労働省所管)」: 国から市町村への直接補助

■幼稚園相当部分

「認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)」:国から都道府県経由で市町村への間接補助

- 〇認定こども園の施設整備に当たっては、幼稚園部分が文科省、保育所部分が厚労省からの交付金となっており、単体の認定こども園の施設整備であるにもかかわらず、二つの交付金に係る事務が発生し、補助事業者にとっても事業概要が理解しづらい構造となっている。
- ○認定こども園の施設整備は、一つの施設として、一体的に契約、工事をするにも関わらず、保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっており、事務は非常に煩雑である。
- 〇厚生労働省と文部科学省で採択結果が異なれば、事業者は資金計画等を再検討する必要が生じ、整備を取りやめざるを得なくなることも懸念される。

また、交付金を一本化し、直接補助とすることで、申請に係る市町村及び都道府県の事務負担が軽減される。 〇幼稚園機能部分は文科省、保育所機能部分は厚労省からの交付金となるため、二つの交付金に係る事務が 発生している。 本市としても、文科省部分の補助金が満額交付とならなかった事例もあることから、施設整備を 行うにあたり、補助事業者に円滑に交付金を交付するため、一元化を行い、交付金に対する考え方を統一する 必要があると考えている。

- 〇保育施設と一体的に学童保育室を整備する際,厚生労働省の保育所等整備交付金と内閣府の子ども・子育 て支援整備交付金を活用して整備した。当該交付金は,補助内容が酷似しているものの,対象外経費に差異が あり,対象経費の一元管理が困難である。
- 〇左記事例と同様に、補助申請先が二元化していることによって、事業費の按分や申請手続きなど、各省の考え方に異なる部分があり、事務が煩雑で負担が生じている。

そのため、一元的な対応が必要だと考える。

- 〇事業者からすれば「認定こども園」という施設を作るだけにもかかわらず、児童数や面積に応じて細かい按分が生じ、その考え方や算出方法において市町村だけでなく取りまとめの都道府県においても煩雑な事務が生じさせ、その基礎的資料として事業者から徴する資料も膨大なものとなり、過度な負担をかけることとなっている。 〇左記のとおり、幼稚園機能部分と保育所機能部分で財源が異なっており、制度が複雑である。
- 〇幼保連携型認定こども園の施設整備に係る交付金については、所管が文部科学省と厚生労働省に分かれていることで、単一施設の整備であるにも関わらず、両省に対して申請手続きが必要であり、また整備面積等に応じた補助額の案分計算が必要となるなど、市町村及び都道府県の事務処理は大変煩雑なものとなっている。
- 〇保育所等整備交付金は、国から市町村への直接補助、認定こども園整備交付金は、県を経由して市町村に 交付する間接補助となっているが、年度途中に新たな整備箇所が発生する、又は工事費が増え補助額の増額 が必要となった場合、保育所等整備交付金では国の予算残額で執行対応できるにもかかわらず、認定こども園 整備交付金では県の補正・流用などの予算措置が必要となり、すぐには対応できないといった事態が想定され る。
- 〇認定こども園の施設整備を行う場合には、厚生労働省及び文部科学省の両省の交付金の手続きを行う必要があることから、手続きが煩雑になることはもとより、交付対象経費に違いがあることなど、施設整備を行う法人に不利益となる場合もあることから、認定こども園整備については、内閣府において一本化した交付金を創設していただきたい。また、募集時期等の制約により柔軟な対応が困難であること、毎年制定される要綱に基づき実施する事業であることから、柔軟に対応できる交付金にしていただくことと、恒久的な事業として位置づけ、平成31年度以降も継続していただきたい。
- 〇今年度においても、文部科学省と厚生労働省で内示の時期にズレが生じており、県内の整備案件において支障を来している。
- 〇都道府県による予算措置についても、同一園整備にもかかわらず、措置すべきものと、そうでないものに分かれてしまい、不明瞭となっている。
- また、直接補助に統一化することにより、市町村において急遽必要となった整備についても、都道府県の予算措置を待たずに即応することができる。
- さらに、将来の財産処分手続きも、幼保両者が直接補助として市町から申請でき、簡便化、明確化されると考える。
- 〇認定こども園整備交付金については、防犯対策事業のメニューが追加された際に、県予算への計上が必要であったことから、国への要望時期が遅くなった。
- 〇近年、一定の改善がなされているものの、提案団体の主張のとおり、依然として事務が繁雑であるとともに、

平成29年度の当市における認定こども園創設事業において、認定こども園施設整備交付金のみが一方的に予定額の90%に圧縮されるなど、厚生労働省と文部科学省で統一的な対応がなされておらず、財政的にも不安感・不信感が生じている。

- 国において、書類の統一や対象費用の按分の取扱いの明示等がされたところであるが、依然として、各省担当分の算定や関係課との整合性の確認等に時間を要している。
 - 一元化により、事務負担の軽減や作業ミスによる不適切な交付等を防ぐことができる。

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

128

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

保育士等の処遇改善等加算の認定事務等の簡素化

提案団体

福島県、茨城県、群馬県、新潟県

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

保育士等の処遇改善等加算に関する認定事務等を簡素化すること。

具体的な支障事例

保育士等の処遇改善等加算の認定事務については、それぞれの施設の保育士等一人一人の勤続年数や職務上の地位を確認する必要があることや要件となっているキャリアアップ研修の受講記録の管理も求められ、県、市町村において処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

処遇改善等加算の認定事務等が簡素化されることにより、県、市町村において当該事務の円滑な執行が可能になる

根拠法令等

・子ども・子育て支援交付金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

盛岡市、仙台市、福島市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、川口市、練馬区、川崎市、石川県、須坂市、山県市、豊田市、大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市、伊丹市、玉野市、山口県、山陽小野田市、徳島県、北九州市、松浦市、宮崎市、沖縄県

- 〇当市のおいても処遇改善加算の認定事務や配分方法の制約により認定には苦慮しており、法人の負担や配分方法の制約により処遇改善をあきらめる法人もあり簡素化を要望する。
- ○本市においても、保育士等の処遇改善等加算の認定事務については、それぞれの施設の保育士等一人一人の勤続年数や職務上の地位を確認する必要があることや要件となっているキャリアアップ研修の受講記録の管理も求められ、処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっている。
- ○当市においても、提案内容とと同様の事例があり、対応に苦慮している。
- ○施設ごとの勤続年数など確認事項が多く、それが膨大な事務量となっている。

処遇改善等加算の事務については、本来、年度初めに認定かつ実績を確認するべきではあるが、複雑な制度 かつ事務量の多さから確認・認定事務に年度中旬から後半に跨いでいる状況であることから、施設側の次年度 に向けた処遇改善計画に遅れが生じている。

来年度の無償化等に伴う事務が増えてくる為、処遇改善等加算の認定事務の簡素化に向けた早急な対応を

お願いしたい。

- 〇本市においても同様に膨大な事務量となっている。
- 〇本市でも制度が複雑なことによる事務負担の増加が課題となっている。
- 〇保育士等の処遇改善等加算の認定事務については、在職証明書の添付を必須とするが、経験年数が長いほど他施設での取得の必要が多くある。しかしながら、その退職の理由によっては、過去の施設や保育士と事業者との関係性に影響する事例がある。さらに、他自治体の園へ転職した際は新たな自治体で同様の審査をする必要があり、在職証明書発行の事務的負担も大きい。よって、このような事務負担を簡素化できるよう全国的な保育士登録情報システムの構築を懇願する。
- 〇加算認定事務もさることながら、実績報告の審査事務も膨大となっている。その背景として、制度自体が複雑であるため、再三説明しているにも関わらず多くの事業者が制度の基本的な考え方を理解できないことにある。 事業者にとってわかりやすい制度にするとともに、事業者が賃金改善の見込みや実績を額を簡易に算出できるフォーマットを示していただきたい。
- 〇市において処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっている。

 最優先課題。
- 〇本県においても、提案団体と同様の支障が生じているため、現行制度を見直してほしい。
- 〇処遇改善加算の認定や実績報告については、制度が複雑な上、毎年のように制度改正があるため、本市においても事業所及び職員に多大な負担がかかっているため、簡素化を求めます。
- 〇本市においては、年々施設が増加しており、それに伴い処遇改善等加算の事務量も増加し、認定にも時間を 要している。

そのため、処遇改善等加算の認定事務等が簡素化されれば、円滑な事務の実施につながると考える。

- 〇本市においては、処遇改善等加算認定事務とキャリアアップ研修の受講記録の管理を異なる部署が担当しており、今後研修受講の必須化に伴い連携して認定事務を執行する必要があることから、簡素化について賛成します。
- 〇当市においても、処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっており、簡素化することで、当該事務の円滑な執行が可能となる。
- 〇保育士等の処遇改善等加算の認定事務については、それぞれの施設の保育士等一人一人の勤続年数や職務上の地位を確認する必要があることや要件となっているキャリアアップ研修の受講記録の管理も求められ、 県、市町村において処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっている。
- 〇処遇改善等加算の認定事務に係る審査において、勤続年数の算定などの複数回の確認が必要な事務が大量に発生し、当該審査に係る事務が膨大な量となっている。そのため、施設に対する認定までが長期化・複雑化している。
- 〇事業者にとっても、職員一人ひとりに対して基準年度の賃金水準と比較して賃金改善を行う等、手続きが非常に複雑で事務負担も大きいことから、適切な処遇改善を進めるうえでも、事務手続きの簡素化は必要不可欠である。
- ○各施設に提出を求める認定申請書と実績報告書で様式が全く異なる等の理由により、各施設への指導等に 係る事務が膨大となっている。
- ○処遇改善加算 I および処遇改善加算 II に加え、都独自の補助制度の「キャリアップ補助金」がある。これまで、保育士等の賃金改善、経験や技能に応じた職員・給与体系の整備について成果を上げている。
- しかし、対象要件や実績報告など、制度全体が非常に難解である。加算認定は都が行うことから、認定の審査は、市町村⇒都の2段階で膨大な作業の事務量が生じている。
- 特に、複数の施設を開設し、多数の職員を雇用している事業者等からは、制度の趣旨に理解は得られているが、「事務負担が大きすぎる」「作業に時間が割かれ、保育に影響してしまう」等の意見や要望もきている。また、事務負担に見合わないため、申請を見送る事業者も出ている。
- 事業趣旨を踏まえつつ、わかりやすく活用しやすくすることで、一層の処遇改善につながる。
- また、制度の簡素化により、都道府県はキャリアアップ研修の積極的な実施をはじめ、これまでのような費用面の支援だけではなく、キャリアアップ制度の整備に取り組む事業者の好事例の横展開など、広域的な視点による処遇改善の支援に取り組むことができると考えられる。
- 〇保育士等の処遇改善等加算の認定事務については、それぞれの施設の保育士等一人一人の勤続年数や職務上の地位を確認する必要があることや要件となっているキャリアアップ研修の受講記録の管理も求められ、 県、市町村において処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっている。
- 保育士等の処遇改善等加算の認定事務は、制度が複雑であり、それぞれの施設の保育士等一人一人の 動続年数や職務上の地位を確認する必要があることや、県、市町村において処遇改善等加算の認定事務等が 膨大な事務量となっている。(施設においても事務量が増加している。)
- 認定に係る資料の審査・修正等に膨大な時間を要している。 また、施設においても、申請書類の整備等に膨大な負担がかかるため、申請しない例も生じている。

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

176

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防•防災•安全

提案事項(事項名)

災害救助法における「救助」の範囲への家屋被害認定調査等の追加

提案団体

兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

家屋被害認定調査及び罹災証明書の発行業務に要する経費は、応援職員分も含めて災害救助費の対象外とされているが、災害救助法で「救助」として規定されている応急仮設住宅の供与等を行うための経費として、家屋被害認定調査及び罹災証明書の発行業務に要する経費を災害救助費の対象とすること。

具体的な支障事例

【現状】

災害救助法では救助範囲(災害救助費の対象)が、避難所・応急仮設住宅の供与、食品の供給、埋葬等と定められており、これらの「救助」に要した費用は、災害救助費として全額支弁される。

【支障事例】

発災後、迅速に行わなければならない応急仮設住宅への入居を行うためには、家屋被害認定調査に基づく罹災証明書が必要不可欠であるが、「家屋被害認定調査」及び「罹災証明書の発行」業務に要する費用は、応援職員分も含めて災害救助費の対象外となっている。

今後想定されている南海トラフ地震や首都直下型地震等大規模災害では、被災自治体職員だけで迅速な対応が困難であることは明らかであり、国から被災自治体への応援職員の派遣要請があったとしても、負担が大きいことから、被災地応援に二の足を踏むこととなり、多数の被災者が避難所での長期生活を強いられることが想定される。これらの応援職員に係る経費は特別交付税で措置されるものの、最大でも措置率 0.8 となっている。熊本地震の際にも、国等から応援職員の派遣要請がなされ、兵庫県及び県内市町から家屋被害認定調査、罹災証明発行等業務に延べ 1,610 人・日の職員を派遣しており、応援自治体にとって負担は大きい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

家屋被害認定調査及び罹災証明書の発行業務が「救助」に必要な業務とされ、救助費の対象となることで、多数の応援職員の派遣が可能となり、応急仮設住宅の供与や住宅の応急修理の迅速化につながり、避難所での長期生活者が減少し、震災関連死の増加防止にもつながる。

根拠法令等

- •災害救助法第4条
- •災害救助法施行令第3条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

ひたちなか市、八王子市、山県市、浜松市、豊田市、田原市、堺市、千早赤阪村、奈良県、大村市、熊本県、熊

本市、大分県、宮崎市、九州地方知事会

〇本市は、平成 29 年度に被災者生活再建支援システムを導入し、同時期に、被害認定調査計画及び罹災証明書発行計画を策定した。計画上、平常時においては、罹災証明書の発行端末 5 台を常備するが、災害時においては、54 台の端末を必要と想定しており、家屋の被害認定調査や発行体制の構築のための負担が大きい。

〇熊本地震被災地支援で、本市は家屋被害認定調査業務にのべ 60 人を派遣し、520 日の活動を実施、り災証明書発行業務にのべ 12 人を派遣し、69 日の活動を実施した。

結果、現地経費など約 1,900 万円を支出した。支援自治体の人的負担及び経済的負担は非常に大きい。 大規模災害において、り災証明書の発行事務は被災自治体にとり非常に大きな負担となり、自組織だけで は迅速な業務遂行が難しい。

本業務を災害救助費の対象にし、支援自治体が被災自治体に応援に入りやすい体制をつくることが、被災地の早期の復旧復興につながると考える。

〇家屋被害認定調査及び罹災証明書の発行業務に要する経費については、熊本地震においても、最終的には 交付税等による財政措置をして頂いたところ。しかし、提案で求められているように、災害救助費等で恒久的な 財政支援を制度化して頂けると、実際の対応においても被災自治対が躊躇することなく、迅速に家屋被害認定 調査等を進めていくことが可能になると思われる。

〇災害救助法で定められた事項に該当する項目のみが求償の対象となっているが、対象外の項目についても 国等からの応援要請があれば、自前にて対応しており、一部については交付税措置がされている。

ただし、熊本地震に対する熊本市からの家屋被害調査及びり災証明発行業務について派遣要請を受け職員派遣を行ったが、熊本市での経費負担が困難だったことにより、財政的負担が大きかった。

〇熊本地震においては、災害救助と不可分の関係にある住家被害認定業務や罹災証明書の交付等の業務が 災害救助法の対象とならず、応援自治体や被災自治体の負担が大きいものとなった。

被災自治体の負担軽減を図るため、災害救助法の対象経費としていただきたい。

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

193

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

電子申請における本人確認手段の統一

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省

内閣官房、内閣府、総務省

求める措置の具体的内容

各府省庁の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(以下「オンライン化法施行規則」という。)の本人確認手段である電子署名に関する文言を統一する。

具体的には、「ただし、当該申請等が行われるべき行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者 を確認するための措置を講ずる場合はこの限りでない。」という文言を追記する。

具体的な支障事例

【支障事例】

本人確認手段が電子署名のみの場合、電子申請を行うにあたってはマイナンバーカード及びカードリーダを持っていることが必須条件となる。この条件は、電子申請サービスの利用を推進するにあたっての阻害要因となっている。

【懸念事項】

マイナンバーカードを用いた電子署名の推進が図られない。

【懸念事項の解消策】

マイナンバーカードが普及するまでの経過的措置として位置付け、マイナンバーカードの普及促進を引き続き積極的に行っていく。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

各府省庁の所管する法令に係るオンライン化法施行規則において、本人確認手段である電子署名に関する文言が統一されていない。

具体的には、内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係るオンライン化法施行規則第3条第3項に「ただし、 当該申請等が行われるべき行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を 講ずる場合はこの限りでない。」という文言があるが、厚生労働省や経済産業省の施行規則にはこの文言がない。

行政機関等の指定する方法による本人確認を認める旨の文言を追加することで、マイナンバーカードを持っていない者でも電子申請を行うことができるようにする。

根拠法令等

各府省庁の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

山形市、福島県、石岡市、芦屋町

○マイナンバーカードを持っていなくても電子申請を行うことができるようにした場合については、カードの普及 促進が図られない恐れがあるため、慎重に判断したい。

○本人確認手段が電子署名の場合、マイナンバーカード及びカードリーダを持っていない住民は電子署名での電子申請サービスを利用することができない。しかし、市が指定する方法での本人確認が認められれば、マイナンバーカードを持っていない住民でも申請が可能になり、電子申請サービス利用拡大を図ることができる。

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

229

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化

提案団体

三重県、宮城県、広島県、日本創生のための将来世代応援知事同盟

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・ 監督や財政措置の一本化が図られたところである。

一方、その施設整備に係る補助制度は、保育所部分は「保育所等整備交付金(厚生労働省)」、幼稚園部分は「認定こども園施設整備交付金(文部科学省)」と分かれている。

一つの法律に基づく単一の施設を整備する際の補助制度であることから、これら 2 つの補助制度の所管及び 予算を一本化すること。

具体的な支障事例

施設整備費の所管省庁が分かれていることで、申請書類を双方分作成しなければならず、また、単一施設であるにも関わらず共用部分は按分して積算する必要があるなど、非効率な事務作業が生じている。

また、それぞれ別々の交付金であるため、各省庁の予算状況により、一方は圧縮がかかることがあることや、 幼稚園から認定こども園に移行する場合、1号認定の定員は増えない(減る)ことが多く、その場合、補助対象経費として大規模修繕部分しか認められないため、増築した部分については文部科学省の補助対象とならないなど、施設整備の推進に支障をきたしている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

認定こども園の整備を進めていく市町にとって、予算の所管省庁が一元化されれば大いに事務の軽減を図ることができ、財源的にも安定した補助金を見込むことができる。

保育所と幼稚園双方の機能を有した認定こども園は、子育て家庭の多様なニーズに対応することができる施設であり、その施設整備が計画・工事ともにスムーズに進められることは、地域における子育て支援を推進することができ、待機児童の解消に寄与することもできる。

根拠法令等

児童福祉法第56条の4の3、認定こども園施設整備交付金交付要綱、保育所等整備交付金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、いわき市、須賀川市、習志野市、柏市、川崎市、海老名市、新潟県、福井県、福井市、山梨県、須坂市、山県市、豊田市、田原市、草津市、大阪府、大阪市、八尾市、和泉市、兵庫県、神戸市、西宮市、徳島県、徳島市、高松市、愛媛県、高知県、北九州市、松浦市、熊本県、熊本市、宮崎市、九州地方知事会

- 〇当市においても幼保連携型認定こども園の整備に当たり、事業者が、事前協議や申請等の事務負担の増大 を理由に一方の申請を行わなかった事例があり、申請書類の統一化等の措置では抜本的な解消となっていない。
- 〇当市においても認定こども園の施設整備にあたって、申請書類の統一化が図られたにもかかわらず、保育所部分と幼稚園部分の内示時期が遅いため、施設整備のスケジュール的に既存園舎の解体費や仮設園舎の補助が受けられず、事業主体(法人)が負担する例や内示額自体が補助基準額に満たない為、補助事業者(市町村)が差額を負担せざるを得ないケースがあり、補助制度の抜本的な解決に至っていない。
- ○文部科学省と厚生労働省にそれぞれ申請手続きを行っており、手続き事務が煩雑になっている。
- 〇認定こども園の施設整備に係る交付金は文部科学省と厚生労働省のそれぞれの抵当権設定の手続きなどに相違があり、自治体での事務作業は非常に煩雑になっている。また、文部科学省と厚生労働省にそれぞれ事前協議、申請、実績報告を提出しなければならなく事務作業が負担になっている。認定こども園整備に係る交付金を一元化できれば事務作業の負担が半分になるため改善が必要であると考える。
- 〇施設整備費の所管省庁が分かれていることで、申請書類を双方分作成しなければならず、また、単一施設であるにも関わらず共用部分は按分して積算する必要があるなど、非効率な事務作業が生じている。
- また、それぞれ別々の交付金であるため、各省庁の予算状況により、一方は圧縮がかかることがあることや、幼稚園から認定こども園に移行する場合、1号認定の定員は増えない(減る)ことが多く、その場合、補助対象経費として大規模修繕部分しか認められないため、増築した部分については文部科学省の補助対象とならないなど、施設整備の推進に支障をきたしている。
- 〇1つの認定こども園の改修・改築に対し、施設整備費の所管省庁が分かれていることで、工事費の按分などの事務作業が複雑・膨大であり、また、各省庁の予算状況により、一方は圧縮がかかることがあるなど、施設整備の推進に支障がある。
- 〇概ね全ての市町村において、子ども・子育て支援制度の担当部署は「一元化」している状況であることに対し、国が内閣府、厚生労働省、文部科学省の3つに分離していることで、相当な事務負担が強いられている。
- 〇認定こども園の施設整備は、一つの施設として、一体的に契約、工事をするにも関わらず、保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっていることから、二重に交付申請等を行う必要があり、事務が非常に煩雑となっている。
- 〇本市で現在予定している同補助金を活用した施設整備においても、それぞれの省で補助金の要綱要領の内容が若干異なること、直接補助と間接補助の違い等の制度が複雑化することによる事務負担の増加が課題となっている。
- ○本市においても、提案市同様に事務が煩雑化し、対応に苦慮している。
- 認定こども園は一つの施設であるのに、厚生労働省、文部科学省の補助金を使い分けなければならず、経費の按分には相当の時間を要し、申請先が2つに別れることも改善が必要である。
- 申請等に必要な書類も厚生労働省、文部科学省で統一されておらず、対応に苦慮しているため改善が必要である。
- 〇厚生労働省と文科省に分けて申請するために認定こども園整備費の事業費を面積按分しているが、竣工時の建築確認検査等において当初の建築面積が変更になる場合があり、面積按分にも影響が出るケースがある。事業費及び補助額にも影響があるため、変更申請の処理等が必要になり、補助を受ける認定こども園の設置者及び市において事務処理が煩雑になっている。
- 〇事務の簡素化では根本的な解決につながらないため、補助金の一本化を行うことが必要。これにより、施設の基準額も一本化され、按分等や変更交付申請等の事務も半減し、自治体にとっても国にとってもメリットは大きい。
- ○施設整備費の所管省庁が分かれていることで、申請書類を双方分作成しなければならず、また、単一施設であるにも関わらず共用部分は按分して積算する必要があるなど、非効率な事務作業が生じている。
- 〇保育所機能部分が厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっていることで事務が煩雑である。
- 〇施設整備費の所管省庁が分かれていることで、申請書類を双方分作成しなければならず、また、単一施設であるにも関わらず共用部分は按分して積算する必要があるなど、非効率な事務作業が生じている。
- また、それぞれ別々の交付金であるため、各省庁の予算状況により、一方は圧縮がかかることがあることや、 幼稚園から認定こども園に移行する場合、1号認定の定員は増えない(減る)ことが多く、その場合、補助対象経費として大規模修繕部分しか認められないため、増築した部分については文部科学省の補助対象とならないなど、施設整備の推進に支障をきたしている。
- 〇平成29年度に、文部科学省の予算不足により幼稚園部分の交付金が交付されず事業費を負担する事態が 生じ、円滑・安定的に整備を行う上で重大な支障となった。
 - また、厚生労働省と文部科学省双方に申請手続が必要なため、按分計算などの事務負担が非常に大きいこと

に加え、幼稚園部分では対象とならない経費があることや、按分計算をする際に一方での修正が他方での補助 金額に影響を及ぼすことがあるなどの課題も生じている。

- 〇保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっており、事務は非常に煩雑である
- 〇本市においても、施設整備費の所管省庁が分かれていることで、申請書類を双方分作成しなければならず、 また、単一施設であるにも関わらず共用部分は按分して積算する必要があるなど、非効率な事務作業が生じている。

また H29 年度の文部科学省部分の交付金が満額交付とならなかったため、差額を補助事業者が負担した件もあり、待機児童対策や認定こども園の推進に大きな支障となっている。

〇【申請業務(市町村)上の支障】

幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金を申請する場合,厚生労働省及び文部科学省のそれぞれに申請手続きを行っている。この際,明確に区別できない共用部分は,クラス定員等により便宜的に按分している。 具体的には,保育室やトイレなどの各共用部分ごとに定員による按分計算を行い,その結果を合算して施設全体の保育所相当部分,幼稚園相当部分を算出し,補助金を計算している。

同一の法律に基づく、同一の施設であり、本来は不要である手続きが生じている。

【審査等業務(都道府県)上の支障】

単一施設の整備に係る申請であるにもかかわらず,厚生労働省及び文部科学省それぞれの交付要綱に基づ く協議・調整を行う必要があり、事務の負担となっている。

特に、2つの制度にまたがる共用部分の補助金の按分計算については、一方での修正が他方での補助金申請額等に影響を及ぼすこともあり、審査・申請業務における課題となっている。

【これまでの国の対応】

補助金の申請様式について、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されたが、依然として、審査等業務を厚生労働省及び文部科学省がそれぞれ重複して行うなど、非効率的な状況にある。また、安心こども基金の残高が減少していく中、今後の一元的な施設整備に対する懸念も高まってきており、細かな事務手続きの簡素化では支障は解消できず、改めて抜本的な改善が必要と考える。

【参考】

■保育所相当部分

「保育所等整備交付金(厚生労働省所管)」: 国から市町村への直接補助

■幼稚園相当部分

「認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)」: 国から都道府県経由で市町村への間接補助

- 〇認定こども園の施設整備に当たっては、幼稚園部分が文科省、保育所部分が厚労省からの交付金となって おり、単体の認定こども園の施設整備であるにもかかわらず、二つの交付金に係る事務が発生し、補助事業者 にとっても事業概要が理解しづらい構造となっている。
- 〇本県においても保育所機能部分と幼稚園部分所管で分かれており、1つの園の施設整備に対して二重行政 (手続き)となっており非効率的であるため、財源を含めた手続きの一元化を図るべきと考える。
- 〇厚生労働省と文部科学省で採択結果が異なれば、事業者は資金計画等を再検討する必要が生じ、整備を取りやめざるを得なくなることも懸念される。

また、交付金を一本化することで、申請に係る市町村及び都道府県の事務負担が軽減される。

- 〇保育部分は厚生労働省の保育所等整備交付金、教育部分は文部科学省の認定こども園施設整備交付金に分ける必要があることで、算定に時間を要し、事務量が倍となり事務に負担を強いている。また、それぞれの省庁の予算状況により一方の交付金額に圧縮がかかることもあり、財源が不安定で、各園の工事規模によって圧縮した補助額を按分する必要があるなど、さらに事務を複雑にする要因となっている。
- 〇幼稚園機能部分は文科省、保育所機能部分は厚労省からの交付金となるため、二つの交付金に係る事務が発生している。本市としても、文科省部分の補助金が満額交付とならなかった事例もあることから、施設整備を行うにあたり、補助事業者に円滑に交付金を交付するため、一元化を行い、交付金に対する考え方を統一する必要があると考えている。
- 〇事業者からすれば「認定こども園」という施設を作るだけにもかかわらず、児童数や面積に応じて細かい按分が生じ、その考え方や算出方法において市町村だけでなく取りまとめの都道府県においても煩雑な事務が生じさせ、その基礎的資料として事業者から徴する資料も膨大なものとなり、過度な負担をかけることとなっている。
- 〇幼保連携型認定こども園の施設整備に係る交付金については、所管が文部科学省と厚生労働省に分かれていることで、単一施設の整備であるにも関わらず、両省に対して申請手続きが必要であり、また整備面積等に応じた補助額の案分計算が必要となるなど、市町村及び都道府県の事務処理は大変煩雑なものとなっている。
- ○認定こども園の施設整備を行う場合には、厚生労働省及び文部科学省の両省の交付金の手続きを行う必要があることから、手続きが煩雑になることはもとより、交付対象経費に違いがあることなど、施設整備を行う法人

に不利益となる場合もあることから、認定こども園整備については、内閣府において一本化した交付金を創設していただきたい。また、募集時期等の制約により柔軟な対応が困難であること、毎年制定される要綱に基づき実施する事業であることから、柔軟に対応できる交付金にしていただくことと、恒久的な事業として位置づけ、平成31年度以降も継続していただきたい。

- 〇今年度においても、文部科学省と厚生労働省で内示の時期にズレが生じており、県内の整備案件において支障を来している。
- 〇本県においても、当該業務に関し、交付金の決定時期等に違いがあるため支障が生じており、制度改正が必要だと考えている。
- 〇同一施設を整備するために補助金が区分されているために、対象経費をそれぞれで区別する必要がある。 以前よりも按分の算出方法が明確になったとはいえ、手続きの負担は存在する。例えば、特殊付帯工事費について、認定こども園施設整備交付金では大型遊具が対象となるのに対し、保育所等整備交付金では対象とならない。

また、それぞれで異なる取り扱いがなされるため、財産処分についてもそれぞれ異なる取り扱いとなってしまっている。

都道府県による予算措置についても、同一園整備にもかかわらず、措置すべきものと、そうでないものに分かれてしまい、不明瞭となっている。

また, 直接補助に統一化することにより, 市町村において急遽必要となった整備についても, 都道府県の予算措置を待たずに即応することができる。

さらに、将来の財産処分手続きも、幼保両者が直接補助として市町から申請でき、簡便化、明確化されると考える。

- 〇当県においても、1 号認定の定員が増加しないことから保育棟の増築部分が認定こども園整備交付金の対象とならず、整備内容に影響を及ぼした事例があった。
- 〇近年,一定の改善がなされているものの,提案団体の主張のとおり,依然として事務が繁雑であるとともに, 平成29年度の当市における認定こども園創設事業において,認定こども園施設整備交付金のみが一方的に予 定額の90%に圧縮されるなど,厚生労働省と文部科学省で統一的な対応がなされておらず,財政的にも不安 感・不信感が生じている。

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

262

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

災害救助の特別基準の設定に係る内閣総理大臣への協議・同意の廃止

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

災害救助法に基づく救助に関し、特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議・同意を廃止するとともに、設定に伴う財源措置を確実に行うこと。

具体的な支障事例

災害救助法に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、内閣府告示で定められており(いわゆる一般基準)、これと異なる基準を適用する場合には、施行令により、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で定める(いわゆる特別基準)こととされているが、気候、風土や生活習慣等の地域特性や、被害の規模・様相に柔軟に対応するためには、被災自治体の判断が尊重されるべきである。

また, 災害時には被災者のニーズに可及的速やかに対応すべきであり, 都度内閣総理大臣への協議を必要とする現行制度は, 現場の実情を踏まえたものとは言えない。実際, 協議に時間を要しているとの意見や, 過去の災害で認められた事例であっても特別協議を要するなど, 被災地域に裁量の余地がなく, 被災地の実情に応じた対応が困難であったとの意見もある。

したがって、災害救助法に基づく救助に関し、特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議・同意を廃止するとともに、設定に伴う財源措置を確実に行うことを求める。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

被災地のニーズが迅速に救助内容に反映され、的確で十分な被災者支援が実現する。

根拠法令等

災害救助法施行令第3条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

熊本県、大分県

〇熊本地震においても、一般基準を超える救助を行う場合は、災害救助法施行令第3条第2項に基づく特別基準の協議を行う必要があった。

県の裁量の余地がなく、仮設住宅の仕様に関することやその他避難所の修繕費等、随時特別基準の協議が必要であったことから、被災地の実情に応じた迅速な対応が困難な状況であった。

今後の災害を見据え、県の裁量により災害に応じて適時的確に対応できるよう、災害救助法の見直しを行っていただきたい。

〇現行規定では、最短で7日ごとに国に協議を行う必要があり、救助の妨げとなっている。

基準額についても、避難所の設置や炊き出し等、単価の把握が短期的には困難な経費も多く、運用上支障がある。

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

282

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

地域少子化対策重点推進交付金の審査方式の簡略化

提案団体

九州地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

地域少子化対策重点推進交付金の審査方式を簡略化し、企画内容と費用の概算での審査をお願いしたい。

具体的な支障事例

地域少子化対策重点推進交付金については、平成 29 年 12 月 26 日地方分権改革推進本部決定において、「地方公共団体の申請と国の審査が円滑に行われるよう審査の観点や計画書の記載例、コストの目安等の明示、優良事例の公表、有識者審査の効率化等の充実」を図ることとされたところであるが、現在でも実際の審査においては積算の根拠等の確認といったやりとりに多大な労力を要しているのが現状である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

各自治体における取組の自由度が高まり、より地方の実態を踏まえた取組を行うことができるようになる。

根拠法令等

地域少子化対策重点推進交付金実施要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

埼玉県、石川県、福井県、山県市

- 〇地域少子化対策重点推進交付金の審査にあたっては、細かな積算や多岐にわたるKPIの設定、多事業との 関連性など詳細な説明が求められ、度重なる修正指示に対応するため、多くの時間と労力を要している。
- 〇一つ一つの積算について根拠資料を求められることについて煩雑であることは否めないが、ある程度の目安 や例が示されたことで従前よりも事務処理は簡略化したと考えられる。より一層の簡略化や、企画内容・概算で の審査が可能となるのであれば、それについては賛同したい。
- 〇自由度が高い分、審査に時間を要するのは理解できるが、内示や交付決定に時間がかかり、事業期間そのものが短くなることで、気候や行事ごとのタイミングを逸することもある。自治体の創意工夫を後押ししてくれる本交付金であるからこそ、審査の簡素化により早期着手を可能にしていただきたい。
- ○交付金の対象経費や事業の実施方法に対し制限が大きいので、自治体の実態とニーズに合わせて使えるようにしてほしい。
- 〇平成 29 年度に一部の交付金メニューで有識者審査がなくなったが、事務局審査だけであっても、申請時に積算根拠等の細かい確認のやりとりに多大な労力を要した。企画内容と費用の概算での審査が実現されれば、市町村及び庁内各課からより多くの申請が期待できる。

- 〇本県においても、本交付金(平成 29 年度補正予算、平成 30 年度当初予算)の実施計画書の提出に当たって、事務局から、各事業費の詳細な積算根拠を求められるなど細かな指摘が頻繁にあり、やりとりや修正等の対応で事務負担が増大した。
- ○交付申請の事務手続きが煩雑であり補助率が引き下げられてきている。市町村において対象となる事業を実施していても、申請手続きにコストがかかりすぎるため、引き続き一般財源で実施している場合もある。そのため、審査の簡略化は当該交付金の活用促進に資すると思われる。

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

283

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

幼保連携型認定こども園の施設整備に係る交付金の一本化

提案団体

九州地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園を整備する際の施設整備について、一種類の交付金又は補助金で対応できるようにしていただきたい。

具体的な支障事例

現在、幼保連携型認定こども園の整備については、文科省が所管する認定こども園施設整備交付金と厚労省が所管する認定こども園施設整備交付金の2つの交付金を受ける必要がある。平成 29 年 12 月 26 日地方分権改革推進本部決定において、申請の書類の統一化を図るなどの事務負担軽減の方向性が示されたところであるが、申請を2省庁に行わなければならないことと、定員や整備面積に応じた複雑な按分計算を行わなければならないという問題は解消されていない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

申請に係る市町村及び都道府県の事務負担が軽減されるとともに、按分方法の誤りにより不適正な額を交付してしまう事態を防ぐことができる。

根拠法令等

認定こども園施設整備交付金交付要綱、保育所等整備交付金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、花巻市、いわき市、須賀川市、習志野市、柏市、川崎市、海老名市、新潟県、福井県、山梨県、須坂市、山県市、豊田市、田原市、草津市、大阪府、大阪市、八尾市、和泉市、兵庫県、神戸市、西宮市、徳島市、高知県、北九州市、筑後市、松浦市、熊本市、宮崎市

- 〇当市においても幼保連携型認定こども園の整備に当たり、事業者が、事前協議や申請等の事務負担の増大 を理由に一方の申請を行わなかった事例があり、申請書類の統一化等の措置では抜本的な解消となっていない。
- 〇本市においても一昨年度同様の事案が発生しており、幼保連携型認定こども園の施設整備に係る交付金制度の一本化を求める。
- 〇当市においても認定こども園の施設整備にあたって、申請書類の統一化が図られたにもかかわらず、保育所部分と幼稚園部分の内示時期が遅いため、施設整備のスケジュール的に既存園舎の解体費や仮設園舎の補助が受けられず、事業主体(法人)が負担する例や内示額自体が補助基準額に満たない為、補助事業者(市町

- 村)が差額を負担せざるを得ないケースがあり、補助制度の抜本的な解決に至っていない。
- ○文部科学省と厚生労働省にそれぞれ申請手続きを行っており、手続き事務が煩雑になっている。
- 〇認定こども園の施設整備に係る交付金は文部科学省と厚生労働省のそれぞれの抵当権設定の手続きなど に相違があり、自治体での事務作業は非常に煩雑になっている。また、文部科学省と厚生労働省にそれぞれ事 前協議、申請、実績報告を提出しなければならなく事務作業が負担になっている。認定こども園整備に係る交付 金を一元化できれば事務作業の負担が半分になるため改善が必要であると考える。
- 〇現在、幼保連携型認定こども園の整備については、文科省が所管する認定こども園施設整備交付金と厚労省が所管する認定こども園施設整備交付金の2つの交付金を受ける必要がある。平成 29 年 12 月 26 日地方分権改革推進本部決定において、申請の書類の統一化を図るなどの事務負担軽減の方向性が示されたところであるが、申請を2省庁に行わなければならないことと、定員や整備面積に応じた複雑な按分計算を行わなければならないという問題は解消されていない。
- 〇概ね全ての市町村において、子ども・子育て支援制度の担当部署は「一元化」している状況であることに対し、国が内閣府、厚生労働省、文部科学省の3つに分離していることで、相当な事務負担が強いられている。
- 〇認定こども園の施設整備は、一つの施設として、一体的に契約、工事をするにも関わらず、保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっていることから、二重に交付申請等を行う必要があり、事務が非常に煩雑となっている。
- 〇本市で現在予定している同補助金を活用した施設整備においても、それぞれの省で補助金の要綱要領の内容が若干異なること、直接補助と間接補助の違い等の制度が複雑化することによる事務負担の増加が課題となっている。
- 〇当市においても、申請に係る事務負担が軽減されるとともに、按分方法の誤りにより不適正な補助金額となる 事態を防ぐことができる。
- ○本市においても、提案市同様に事務が煩雑化し、対応に苦慮している。
- 認定こども園は一つの施設であるのに、厚生労働省、文部科学省の補助金を使い分けなければならず、経費の按分には相当の時間を要し、申請先が2つに別れることも改善が必要である。
- 申請等に必要な書類も厚生労働省、文部科学省で統一されておらず、対応に苦慮しているため改善が必要である。
- 〇認定こども園施設整備交付金の申請にあたり、厚労省と文科省に分けて申請するため、事業費を面積按分しなければならないほか、竣工時の建築確認検査等において建築面積が当初から変更となる場合、再度事業費を按分し変更申請等をする必要があり、施設設置者及び市における事務処理が煩雑になっている。
- 〇事務の簡素化では根本的な解決につながらないため、補助金の一本化を行うことが必要。これにより、施設の基準額も一本化され、按分等や変更交付申請等の事務も半減し、自治体にとっても国にとってもメリットは大きい。
- 〇保育所機能部分が厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっていることで事務が煩雑である。
- 〇現在、幼保連携型認定こども園の整備については、文科省が所管する認定こども園施設整備交付金と厚労省が所管する認定こども園施設整備交付金の2つの交付金を受ける必要がある。平成 29 年 12 月 26 日地方分権改革推進本部決定において、申請の書類の統一化を図るなどの事務負担軽減の方向性が示されたところであるが、申請を2省庁に行わなければならないことと、定員や整備面積に応じた複雑な按分計算を行わなければならないという問題は解消されていない。
- 〇平成29年度に、文部科学省の予算不足により幼稚園部分の交付金が交付されず事業費を負担する事態が 生じ、円滑・安定的に整備を行う上で重大な支障となった。
- また, 厚生労働省と文部科学省双方に申請手続が必要なため, 按分計算などの事務負担が非常に大きいことに加え, 幼稚園部分では対象とならない経費があることや, 按分計算をする際に一方での修正が他方での補助金額に影響を及ぼすことがあるなどの課題も生じている。
- 〇保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっており、事務は非常に煩雑である
- 〇本市においても、施設整備費の所管省庁が分かれていることで、申請書類を双方分作成しなければならず、 また、単一施設であるにも関わらず共用部分は按分して積算する必要があるなど、非効率な事務作業が生じて いる。
- また H29 年度の文部科学省部分の交付金が満額交付とならなかったため、差額を補助事業者が負担した件もあり、待機児童対策や認定こども園の推進に大きな支障となっている。
- 〇【申請業務(市町村)上の支障】
- 幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金を申請する場合,厚生労働省及び文部科学省のそれぞれに申請 手続きを行っている。この際,明確に区別できない共用部分は、クラス定員等により便宜的に按分している。具

体的には、保育室やトイレなどの各共用部分ごとに定員による按分計算を行い、その結果を合算して施設全体の保育所相当部分、幼稚園相当部分を算出し、補助金を計算している。

同一の法律に基づく、同一の施設であり、本来は不要である手続きが生じている。

【審査等業務(都道府県)上の支障】

単一施設の整備に係る申請であるにもかかわらず、厚生労働省及び文部科学省それぞれの交付要綱に基づく 協議・調整を行う必要があり、事務の負担となっている。

特に、2つの制度にまたがる共用部分の補助金の按分計算については、一方での修正が他方での補助金申請額等に影響を及ぼすこともあり、審査・申請業務における課題となっている。

【これまでの国の対応】

補助金の申請様式について,一部共通化が図られ,事務負担が一定程度軽減されたが,依然として,審査等業務を厚生労働省及び文部科学省がそれぞれ重複して行うなど,非効率的な状況にある。また,安心こども基金の残高が減少していく中,今後の一元的な施設整備に対する懸念も高まってきており,細かな事務手続きの簡素化では支障は解消できず,改めて抜本的な改善が必要と考える。

【参考】

■保育所相当部分

「保育所等整備交付金(厚生労働省所管)」: 国から市町村への直接補助

■幼稚園相当部分

「認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)」: 国から都道府県経由で市町村への間接補助

- 〇認定こども園の施設整備に当たっては、幼稚園部分が文科省、保育所部分が厚労省からの交付金となっており、単体の認定こども園の施設整備であるにもかかわらず、二つの交付金に係る事務が発生し、補助事業者にとっても事業概要が理解しづらい構造となっている。
- 〇本県においても保育所機能部分と幼稚園部分所管で分かれており、1つの園の施設整備に対して二重行政 (手続き)となっており非効率的であるため、財源を含めた手続きの一元化を図るべきと考える。
- 〇幼稚園機能部分は文科省、保育所機能部分は厚労省からの交付金となるため、二つの交付金に係る事務が発生している。本市としても、文科省部分の補助金が満額交付とならなかった事例もあることから、施設整備を行うにあたり、補助事業者に円滑に交付金を交付するため、一元化を行い、交付金に対する考え方を統一する必要があると考えている。
- 〇本県においても同様の支障事例がある。

事業者からすれば「認定こども園」という施設を作るだけにもかかわらず、児童数や面積に応じて細かい按分が生じ、その考え方や算出方法において市町村だけでなく取りまとめの都道府県においても煩雑な事務が生じさせ、その基礎的資料として事業者から徴する資料も膨大なものとなり、過度な負担をかけることとなっている。

- 〇幼保連携型認定こども園の施設整備に係る交付金については、所管が文部科学省と厚生労働省に分かれていることで、単一施設の整備であるにも関わらず、両省に対して申請手続きが必要であり、また整備面積等に応じた補助額の案分計算が必要となるなど、市町村及び都道府県の事務処理は大変煩雑なものとなっている。
- 〇認定こども園の施設整備を行う場合には、厚生労働省及び文部科学省の両省の交付金の手続きを行う必要があることから、手続きが煩雑になることはもとより、交付対象経費に違いがあることなど、施設整備を行う法人に不利益となる場合もあることから、認定こども園整備については、内閣府において一本化した交付金を創設していただきたい。また、募集時期等の制約により柔軟な対応が困難であること、毎年制定される要綱に基づき実施する事業であることから、柔軟に対応できる交付金にしていただくことと、恒久的な事業として位置づけ、平成31年度以降も継続していただきたい。
- 〇幼保連携型認定こども園の整備について、文科省が所管する認定こども園施設整備交付金と厚労省が所管する保育所等整備交付金の2つの交付金を受ける手続きを行っているが、申請を2省庁にそれぞれ行わなければならないこと、同一の事業であるにも関わらず、定員や整備面積に応じて複雑な按分計算を行わなければならないこと等、事務の煩雑さに苦慮している。

また、協議や交付申請の時期もそれぞれであり、双方の内示や交付決定が揃わなければ、事業が進捗できない等の問題もあるため、市のみならず、事業者においてもスケジュール管理に支障をきたしている。

- 〇今年度においても、文部科学省と厚生労働省で内示の時期にズレが生じており、県内の整備案件において支障を来している。
- 〇近年,一定の改善がなされているものの,提案団体の主張のとおり,依然として事務が繁雑であるとともに, 平成29年度の当市における認定こども園創設事業において,認定こども園施設整備交付金のみが一方的に予 定額の90%に圧縮されるなど,厚生労働省と文部科学省で統一的な対応がなされておらず,財政的にも不安 感・不信感が生じている。

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

295

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

認定こども園に係る施設整備財源の一元化

提案団体

中核市市長会

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

認定こども園の施設整備にあたっては、幼稚園部分は文部科学省、保育所部分は厚生労働省からの交付金となっていることから、その財源を統合し、内閣府において交付決定することを求めるもの。

具体的な支障事例

【支障事例】

単体の認定こども園の施設整備にも関わらず、二つの交付金に係る事務が発生している。

このため、一体での施設整備計画でありながら、一方は採択、一方は不採択となる困難案件も生じた。この件については、不採択となった交付金相当額を補助事業者側が負担することで、施設整備が可能となったが、負担額によっては、施設整備自体が不可能となることも予想される。

また、この件以外にも、文部科学省部分の交付金が満額交付とならなかったため、差額を補助事業者が負担した件もあり、各市の進める待機児童対策や認定こども園の推進に大きな支障となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【制度改正の経緯】

平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度では、法定代理受領の仕組みを用いて、幼稚園、認定こども園(保育所は委託)という園の種類に関わらず、同一の給付制度を適用する「施設型給付」が始まり、この制度を円滑に実施するため、全国の市町村で施行までに多大な準備作業が行われてきた。

【現状】

現在、課題がありつつも新制度は円滑に行われており、残る大きな問題が、「施設整備の一元化」である。今回の提案は、財政負担を生じる新たな交付金制度を設けるものではなく、文部科学省と厚生労働省に分かれていた運営費を、内閣府の「施設型給付」に一元化したように、施設整備に係る既存の財源を統合し、内閣府において交付決定してほしいということだけである。

【制度改正による効果】

自治体、補助事業者とも事務負担軽減につながるほか、特に補助事業者は、不採択等によりイニシャルコストが増えるというリスクが低減するため、開園後の園の安定運営に寄与する。

根拠法令等

児童福祉法第 56 条の 4 の 3、認定こども園施設整備交付金交付要綱、厚生労働省保育所等整備交付金交付 要綱 旭川市、秋田市、福島県、いわき市、須賀川市、柏市、横浜市、川崎市、海老名市、新潟県、福井県、山梨県、 須坂市、山県市、豊田市、田原市、草津市、大阪府、大阪市、八尾市、和泉市、兵庫県、神戸市、西宮市、岡山 県、徳島市、高知県、北九州市、松浦市、熊本市、宮崎市、九州地方知事会

- 〇当市においても幼保連携型認定こども園の整備に当たり、事業者が、事前協議や申請等の事務負担の増大 を理由に一方の申請を行わなかった事例があり、申請書類の統一化等の措置では抜本的な解消となっていない。
- 〇当市においても認定こども園の施設整備にあたって、申請書類の統一化が図られたにもかかわらず、保育所部分と幼稚園部分の内示時期が遅いため、施設整備のスケジュール的に既存園舎の解体費や仮設園舎の補助が受けられず、事業主体(法人)が負担する例や内示額自体が補助基準額に満たない為、補助事業者(市町村)が差額を負担せざるを得ないケースがあり、補助制度の抜本的な解決に至っていない。
- ○文部科学省と厚生労働省にそれぞれ申請手続きを行っており、手続き事務が煩雑になっている。
- 〇認定こども園の施設整備に係る交付金は文部科学省と厚生労働省のそれぞれの抵当権設定の手続きなど に相違があり、自治体での事務作業は非常に煩雑になっている。また、文部科学省と厚生労働省にそれぞれ事 前協議、申請、実績報告を提出しなければならなく事務作業が負担になっている。認定こども園整備に係る交付 金を一元化できれば事務作業の負担が半分になるため改善が必要であると考える。
- ○単体の認定こども園の施設整備にも関わらず、二つの交付金に係る事務が発生している。
- このため、一体での施設整備計画でありながら、一方は採択、一方は不採択となる困難案件も生じた。この件については、不採択となった交付金相当額を補助事業者側が負担することで、施設整備が可能となったが、負担額によっては、施設整備自体が不可能となることも予想される。
- また、この件以外にも、文部科学省部分の交付金が満額交付とならなかったため、差額を補助事業者が負担した件もあり、各市の進める待機児童対策や認定こども園の推進に大きな支障となっている。
- ○認定こども園整備については、二つの交付金を申請するため、事務が煩雑となっている。
- 〇概ね全ての市町村において、子ども・子育て支援制度の担当部署は「一元化」している状況であることに対し、国が内閣府、厚生労働省、文部科学省の3つに分離していることで、相当な事務負担が強いられている。
- ○認定こども園の施設整備は、一つの施設として、一体的に契約、工事をするにも関わらず、保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっていることから、二重に交付申請等を行う必要があり、事務が非常に煩雑となっている。
- OH29 年度の認定こども園整備事業(防犯対策事業)で、文部科学省部分の交付金が満額交付とならず、差額を市が負担した。今後も、市の進める待機児童対策や認定こども園の推進に支障となることが想定される。
- 〇本市で現在予定している同補助金を活用した施設整備においても、それぞれの省で補助金の要綱要領の内容が若干異なること、直接補助と間接補助の違い等の制度が複雑化することによる事務負担の増加が課題となっている。
- 〇厚生労働省と文科省に分けて申請するために認定こども園整備費の事業費を面積按分しているが、竣工時の建築確認検査等において当初の建築面積が変更になる場合があり、面積按分にも影響が出るケースがある。事業費及び補助額にも影響があるため、変更申請の処理等が必要になり、補助を受ける認定こども園の設置者及び市において事務処理が煩雑になっている。
- ○事務の簡素化では根本的な解決につながらないため、補助金の一本化を行うことが必要。これにより、施設の基準額も一本化され、按分等や変更交付申請等の事務も半減し、自治体にとっても国にとってもメリットは大きい。
- 〇本県でも当該提案と同様の提案をしている。
- (文部科学省、厚生労働省双方に事務執行をしなくてはならない支障は生じている。)
- ○単体の認定こども園の施設整備にも関わらず、二つの交付金に係る事務が発生している。
- 〇保育所機能部分が厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっていることで事務が煩雑である。
- 単体の認定こども園の施設整備にも関わらず、二つの交付金に係る事務が発生している。
- このため、一体での施設整備計画でありながら、一方は採択、一方は不採択となる困難案件も生じた。この件については、不採択となった交付金相当額を補助事業者側が負担することで、施設整備が可能となったが、負担額によっては、施設整備自体が不可能となることも予想される。

また、この件以外にも、文部科学省部分の交付金が満額交付とならなかったため、差額を市が負担した件や 採択される時期が各省によってズレがあり、各市の進める待機児童対策や認定こども園の推進に大きな支障と なっている。 〇平成29年度に、文部科学省の予算不足により幼稚園部分の交付金が交付されず事業費を負担する事態が 生じ、円滑・安定的に整備を行う上で重大な支障となった。

また,厚生労働省と文部科学省双方に申請手続が必要なため,按分計算などの事務負担が非常に大きいことに加え,幼稚園部分では対象とならない経費があることや,按分計算をする際に一方での修正が他方での補助金額に影響を及ぼすことがあるなどの課題も生じている。

- 〇保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっており、事務は非常に煩雑である
- 〇本市においても、施設整備費の所管省庁が分かれていることで、申請書類を双方分作成しなければならず、 また、単一施設であるにも関わらず共用部分は按分して積算する必要があるなど、非効率な事務作業が生じている。

また H29 年度の文部科学省部分の交付金が満額交付とならなかったため、差額を補助事業者が負担した件もあり、待機児童対策や認定こども園の推進に大きな支障となっている。

〇【申請業務(市町村)上の支障】

幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金を申請する場合,厚生労働省及び文部科学省のそれぞれに申請手続きを行っている。この際,明確に区別できない共用部分は、クラス定員等により便宜的に按分している。具体的には、保育室やトイレなどの各共用部分ごとに定員による按分計算を行い、その結果を合算して施設全体の保育所相当部分,幼稚園相当部分を算出し、補助金を計算している。

同一の法律に基づく、同一の施設であり、本来は不要である手続きが生じている。

【審査等業務(都道府県)上の支障】

単一施設の整備に係る申請であるにもかかわらず、厚生労働省及び文部科学省それぞれの交付要綱に基づく協議・調整を行う必要があり、事務の負担となっている。

特に、2つの制度にまたがる共用部分の補助金の按分計算については、一方での修正が他方での補助金申請額等に影響を及ぼすこともあり、審査・申請業務における課題となっている。

【これまでの国の対応】

補助金の申請様式について,一部共通化が図られ,事務負担が一定程度軽減されたが,依然として,審査等業務を厚生労働省及び文部科学省がそれぞれ重複して行うなど,非効率的な状況にある。また,安心こども基金の残高が減少していく中,今後の一元的な施設整備に対する懸念も高まってきており,細かな事務手続きの簡素化では支障は解消できず,改めて抜本的な改善が必要と考える。

【参考】

■保育所相当部分

「保育所等整備交付金(厚生労働省所管)」: 国から市町村への直接補助

■幼稚園相当部分

「認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)」:国から都道府県経由で市町村への間接補助

- 〇認定こども園の施設整備に当たっては、幼稚園部分が文科省、保育所部分が厚労省からの交付金となっており、単体の認定こども園の施設整備であるにもかかわらず、二つの交付金に係る事務が発生し、補助事業者にとっても事業概要が理解しづらい構造となっている。
- 〇本県においても保育所機能部分と幼稚園部分所管で分かれており、1つの園の施設整備に対して二重行政 (手続き)となっており非効率的であるため、財源を含めた手続きの一元化を図るべきと考える。
- 〇幼稚園機能部分は文科省、保育所機能部分は厚労省からの交付金となるため、二つの交付金に係る事務が発生している。本市としても、文科省部分の補助金が満額交付とならなかった事例もあることから、施設整備を行うにあたり、補助事業者に円滑に交付金を交付するため、一元化を行い、交付金に対する考え方を統一する必要があると考えている。
- 〇補助申請先が二元化していることによって、事業費の按分や申請手続きなど、各省の考え方に異なる部分があり、事務が煩雑で負担が生じている。

そのため、一元的な対応が必要だと考える。

〇本県においても同様の支障事例がある。

事業者からすれば「認定こども園」という施設を作るだけにもかかわらず、児童数や面積に応じて細かい按分が生じ、その考え方や算出方法において市町村だけでなく取りまとめの都道府県においても煩雑な事務が生じさせ、その基礎的資料として事業者から徴する資料も膨大なものとなり、過度な負担をかけることとなっている。

- 〇左記のとおり、幼稚園機能部分と保育所機能部分で財源が異なっており、補助金額が不安定である。
- 〇幼保連携型認定こども園の施設整備に係る交付金については、所管が文部科学省と厚生労働省に分かれていることで、単一施設の整備であるにも関わらず、両省に対して申請手続きが必要であり、また整備面積等に応じた補助額の案分計算が必要となるなど、市町村及び都道府県の事務処理は大変煩雑なものとなっている。
- ○認定こども園の施設整備を行う場合には、厚生労働省及び文部科学省の両省の交付金の手続きを行う必要

があることから、手続きが煩雑になることはもとより、交付対象経費に違いがあることなど、施設整備を行う法人に不利益となる場合もあることから、認定こども園整備については、内閣府において一本化した交付金を創設していただきたい。また、募集時期等の制約により柔軟な対応が困難であること、毎年制定される要綱に基づき実施する事業であることから、柔軟に対応できる交付金にしていただくことと、恒久的な事業として位置づけ、平成31年度以降も継続していただきたい。

- 〇今年度においても、文部科学省と厚生労働省で内示の時期にズレが生じており、県内の整備案件において支障を来している。
- 〇近年,一定の改善がなされているものの,提案団体の主張のとおり,依然として事務が繁雑であるとともに, 平成29年度の当市における認定こども園創設事業において,認定こども園施設整備交付金のみが一方的に予 定額の90%に圧縮されるなど,厚生労働省と文部科学省で統一的な対応がなされておらず,財政的にも不安 感・不信感が生じている。

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号 300 提案区分 A 権限移譲 提案分野 その他

提案事項(事項名)

地域再生エリアマネジメント負担金制度に係る地域再生計画の内閣総理大臣の認定権限の都道府県への移譲

提案団体

広島県

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

市町村が作成する地域再生エリアマネジメント負担金制度に係る地域再生計画の内閣総理大臣の認定権限について, 都道府県知事に移譲する。

具体的な支障事例

【支障事例】

広島県内においては、エリアマネジメント活動に必要な財源確保の課題がある中、エリアマネジメント団体が継続的に地域の価値を高める活動が実行できるよう、県は市町と連携して取組への支援を行っているが、今回の 法改正により、県と市町の一体的な取組に支障を生じる恐れがある。

また,エリアマネジメントは,特定のエリアにおいて行われるものであるが,エリアマネジメント活動を通じてにぎわいを創出し地域の価値を高めていくためには,市町村域外を超えて人の流れを創出するなど,都道府県全体へ効果を波及させていくことも重要となってくる。 さらに,都市計画など,県の権限等との整合性を図る観点も不可欠であり,移譲を受けた都道府県(手上げ方式で移譲された場合を含む)が認定事務を行うことで,広域的な視点でより効果的かつ地域の実態に即した計画とすることができる。

■県・市連携の取組例

く広島市との連携>

本県は広島市とともに、中長期的な視点で広島市の都心の将来像や目指す姿、その具体化に向けた施策等を示す「ひろしま都心活性化プラン」を共同で策定している。その中の具体的な施策「市民、企業、行政などの連携・協働によるまちづくり」を掲げ、先導的な取組としてエリアマネジメント活動の支援を、本県と広島市が連携して行っている。

<福山市との連携>

福山駅が福山市の「顔」として、また、備後圏域の玄関口として、市民、事業者、行政がめざす福山駅前の姿を 共有し、連携して再生に取り組んでいくための方向性を示すため、福山市と連携し、「福山駅前再生ビジョン」を 策定し、今後、具体の取組を行っていくところである。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【権限移譲による効果】

地域の実情に精通した都道府県が認定することにより、県・市で連携した取組を行うことが可能となり、計画の 実効性が高まる。

本県では、将来的な都市像を実現するために、県が独自に策定する都市計画制度運用方針や、都市計画法に基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等を定めているが、これらの運用方針等の中で住民や地域が主体となったまちづくりに関する事項を盛り込んでおり、こうしたまちづくりを進めていく際に、地域の実情を踏まえた県が「地域再生エリアマネジメント負担金制度」の活用を積極的に促すことで、県及び市町の施策・事業と

	の整合性が図られ、当該制度のより一層の推進につながる。
根拠法令等	
	地域再生法第 5 条
追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)	
	_